

優良住宅認定注意事項(共同住宅)

○提出書類は正副2部。できれば「捨印」も。

○《優良住宅認定申請書》様式第3号(第4条関係)

- 1 所在地は住居表示ではなく、地番を記入。
- 2 (総戸数 戸)には管理人室等も含めた戸数を記入。
- 3 建築物全体の面積を記入、確認申請書第三面【11.4.】を参照。
- 4 通常は実測面積を記入、確認申請書第三面【10.4.】を参照。公簿面積と異なる時は、それぞれを記入。
- 5 都市計画区域の名称には、確認申請書第三面【3.】を参照。

○添付書類《優良住宅(共同住宅)》

- ② 別紙、各住戸毎の床面積とそれを元に按分した共用部分の床面積を記入。共用部分面積は確認申請書第五面【7.用途別床面積】を参照。
- ③ 確認申請書(第一面～第五面)のコピーも添付。
- ④ 建築基準法第7条第5項(第21号様式)又は同法第7条の2第5項(第24号様式)。
- ⑤ 正本には「謄本」を添付、コピーは不可。公図も添付。
- ⑥ 免許証のコピー可。 ⑦ 許可(通知)のコピー可。 ⑧ 登録通知書のコピー可。
- ⑨ 見積書のコピーも添付。
- ⑩ 住宅の建築費の範囲は、次によるものとする。
 - a 当該住宅に係る附属設備のうち、電燈設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備に係る費用を含み、内燃力発電設備、蓄電池電源設備、冷暖房設備、給湯設備、換気設備、昇降機設備、避雷設備、消火設備、排煙設備、警報設備等に係る費用を含まないものとする。
 - b 特殊基礎工事に係る費用(住宅の新築に伴って必要となる杭打基礎、ピア基礎、ケーソン基礎その他の特殊な基礎の工事に要する費用をいう。)を含まないものとする。
 - c 家具、什器類に係る費用を含まないものとする。ただし、造り付の本棚のように、家具類であっても住宅に固着しており、住宅から分離するとその効果が著しく損なわれるものは、住宅の一部であるからこれに係る費用を含むものとする。
 - d 門、塀、庭石、樹木などに係る費用は含まないものとする。
 - e 住宅の建築に伴って撤去する必要がある、地下埋設物の撤去費用を含まないものとする。
 - f 3.3㎡当たりの建築費を算出する場合の面積は、建築物と一体になって建築されたバルコニー、開放廊下、ピロティーなどの部分の面積を含むものとする。(施工床面積)
- ⑬ 敷地測量図も添付。
- ⑭ 各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の延べ床面積に占める比率、その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項。
- ⑯ ()内各設備の写真と販売用パンフレットを添付。

○申請受付後、現場確認検査を行います。

| 認定申請手数料 | 建築物全体の面積 | | 手数料(さいたま市) |
|---------|-----------|----------|------------|
| | | 100㎡以下 | 100㎡超 |
| | 500㎡以下 | 500㎡超 | 8,600円 |
| | 2,000㎡以下 | 2,000㎡超 | 13,000円 |
| | 10,000㎡以下 | 10,000㎡超 | 35,000円 |
| | 50,000㎡以下 | 50,000㎡超 | 43,000円 |
| | | | 58,000円 |

○連絡先：さいたま市 住宅政策課 マンション管理支援係 TEL048-829-1518 Fax048-829-1982